## ジャパン・レール・パスの購入に必要な書類の申請要領等について

今般, JRグループが販売している「ジャパン・レール・パス」のご利用資格が変更となり, 在留邦人の方が利用するには, 「在留期間が連続して 10 年以上であることを確認できる書類で, 在外公館で取得したもの等」, 以下のいずれかの書類の提出が必要となりました。

なお、必要書類にはご利用資格を満たすための条件がありますので、必ず「ジャパン・レール・パス」のホームページ(http://www.japanrailpass.net/about\_jrp.html)をご確認下さい。

また、ジャパン・レール・パスの利用方法等詳細に関しましては、JRグループまで直接ご連絡頂きますようお願い致します。

## ●「在留期間が連続して 10 年以上であることを確認できる,在外公館で取得したもの等」について

JRグループによると、「在留期間が連続して 10 年以上であることを確認できる。在外公館で取得したもの等」として、以下の書類がこれに該当することとなっております。 当館では、これらのうち、「2 在留届の写し」、「3 在留証明書」の申請受付、及び交付を取り扱っております。

1 米国永住カード(Permanent Resident Card)

永住カード(グリーンカード)取得から10年以上経過している方は,下記2,または3の書類取得は不要です。

- ※1 カードに Permanent Resident と記載されていないもの(1989 年までに発行されたもの)は対象ではありません(在留届の写し、または在留証明書の取得が必要です。)。
  - ※2 カード表面の「Resident Since」欄の日付が引換証購入日の10年以上前であること。

## 2 在留届の写し

※ 在留届記載の在外公館受付日(=在留届の提出日)が10年以上前であること。 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cs/page23\_002045.html)

## 3 在留証明書

※ 在留証明書において住所を定めた年月が10年以上前であること。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cs/page23 002045.html)

上記に関するご質問は、領事部証明係(313-567-0120 内線 213)までお電話下さい。

また、「在留届の写し」または「在留証明書」の申請をご希望される場合においては、予め証明係まで電話でのご予約をお願い致します。